

「高齢者等軽度生活援助事業(屋根雪下ろし作業費助成)」について

R 6.12 砺波市高齢介護課

ひとり暮らし高齢者世帯等に対する「屋根雪下ろし作業に係る費用助成事業」について、次のとおり実施します。

1 対象者

「富山県高齢者総合福祉支援事業」要援護対策メニュー事業実施要綱に基づき、65歳以上の高齢者のみの世帯、重度身体障害者(1・2級)の単身世帯、またはそれらに準ずる場合(※裏面参照)であって、市が特に必要と認める世帯とします。

- ・65歳以上の在宅高齢者のみの世帯
 - ・重度身体障害者(身障手帳1・2級所持者)の単身世帯
のうち、次の要件を全て満たしている世帯
- ①世帯全員(生計を主として維持している者を含む。)について、前年分(1月から3月までは前々年分)所得税が課税されていないこと
 - ②県内に子等の親族が在住していないこと
 - ③負担能力のある子等親族に税法上扶養されていないこと(扶養控除)

2 事業の内容

- ・対象となる作業は、業者・自主防災組織・自治会等が有償で実施した屋根雪下ろし作業のみです。
※ 業者……建設業、造園業、瓦業、大工等
※ 助成の対象となる家屋は、居住する住宅のみとし、空家・車庫・納屋等は対象になりません。
- ・1対象者に対する今年度内の助成対象作業回数は2回までとし、1回あたり 20,000 円(自主防災組織、自治会が作業する場合は 10,000 円)を限度として助成します。
- ・原則、民生委員を通して利用申請してください。利用申請書の「民生委員確認欄」に、地区担当民生委員の署名をご記載ください。
- ・申請者は、雪下ろし作業終了後、いったん作業者(業者等)へ作業料全額をお支払いいただきます。その後、申請者から請求書・領収書・施工前後の写真(日付入り)を添えて市へ請求してください。
※なお、原則として施工前後の写真の提出が必要ですが、提出が困難な場合は、地区担当民生委員等の現場確認により代えることができるものとします。

3 その他

- ・本事業は、民生委員、地区自治振興会、市社会福祉協議会、防災関係団体等の関係機関との密接な連携を図り、事業を行うものとします。
- ・申請から交付までの流れについては、別紙のとおりです。

(参考)

◎実施要綱第3条第3号に規定する「同等の状況にあると市長が認める者」について

	高齢者 (65歳以上の者)		身体障害者手帳 1、2級所持者		対象判定	該当する条号
	1人	2人以上	1人	2人以上		
高齢者のみ世帯	○		-	-	対象	第3条第1号
ひとり暮らしの重度身体障害者	-		○	-	対象	第3条第2号

重度身体障害者のみ世帯	-	-	○	対象とする	第3条第3号
高齢者と重度身体障害者1人で構成される世帯	○	○	-	対象とする	第3条第3号
高齢者と重度身体障害者2人以上で構成される世帯	○	-	○	対象とする	第3条第3号

※その他の世帯（若い人と同居している等）については原則対象外となりますが、実態調査のうえ「同等の状況にある」と認められる場合には対象とする場合もありますので、個別に問い合わせください。

令和6年度 砺波市「高齢者等軽度生活援助事業（屋根雪下ろし作業費助成）」の流れ

- ① **高齢者等軽度生活援助事業利用申請書の提出** 申請者 ⇒ 市（高齢介護課）
 - ・申請者は、65歳以上の高齢者のみの世帯又は重度身体障害者（1・2級）の単身世帯のうち所得税非課税世帯の方（県内に親族がいる世帯、または親族の税法上の扶養になっている方がいる場合は助成対象になりません。）
 - ・近隣住民や高齢者福祉推進員、福祉サポーター等の通報
 - ・担当地区民生委員は、申請者の状況を確認（必要性の有無・希望の有無等）し、利用申請書の提出について支援する。
 - ※原則、事前申請といたしますが、急な大雪の場合など緊急性が高いと認められる場合には、③請求書との同時（事後）申請でも構いません。
- ② **高齢者等軽度生活援助事業利用決定通知書を送付** 市（高齢介護課）⇒ 申請者
 - ・市は申請書を審査の上、利用決定の可否を通知する。
 - ・非該当者（所得要件・扶養要件）については、非該当である旨通知する。
 - ※民生委員にも審査結果を併せてお知らせします。
- ③ **屋根雪下ろし作業（実施）** 申請者 ⇄ 施工業者、自治会等
 - ・建設業等施工業者、自主防災組織、自治会等により屋根雪下ろし作業を実施。
 - ・申請者は作業前後の日付入りの写真を撮る。
 - ・作業終了後、申請者はいったん依頼先に作業料全額を支払う。
 - ・必ず代表者の押印のある領収書をもらって下さい。
 - ※無償作業（作業料を請求しない）の場合、又は個人対個人の場合は対象になりません。
 - ※市から業者の斡旋、紹介等はいりません。
- ④ **高齢者等軽度生活援助事業請求書の提出** 申請者 ⇒ 市（高齢介護課）
 - ・申請者は、請求書に作業料の領収書、写真（日付入り）を添付して高齢介護課へ提出する。
 - ※写真を添付できない場合は、担当地区民生委員の確認をもって代えることができます。
- ⑤ **屋根雪下ろし作業費助成金交付** 市（高齢介護課）⇒ 申請者
 - ・請求書等書類審査のうえ、申請者あてに屋根雪下ろし作業費助成金を振り込む。